

別表第六号(第二十一条関係)

養成課程の種別	授業科目	授業時間(注)
第三級海上無線通信士の養成課程	無線工学	十時間以上
	電気通信術	十三時間以上
	法規	四十九時間以上
	英語	八十二時間以上
第四級海上無線通信士の養成課程	無線工学	四十五時間以上
	法規	四十三時間以上
第一級海上特殊無線技士の養成課程	無線工学	六時間以上
	電気通信術	二時間以上
	法規	九時間以上
	英語	二十二時間以上
第二級海上特殊無線技士の養成課程	無線工学	五時間以上
	法規	八時間以上
第三級海上特殊無線技士の養成課程	無線工学	二時間以上
	法規	四時間以上
レーダー級海上特殊無線技士の養成課程	無線工学	二時間以上
	法規	三時間以上
航空無線通信士の養成課程	無線工学	二十三時間以上
	電気通信術	二時間以上
	法規	二十五時間以上
	英語	五十時間以上
航空特殊無線技士の養成課程	無線工学	五時間以上
	電気通信術	二時間以上
	法規	十一時間以上
第一級陸上特殊無線技士の養成課程	無線工学	四十八時間以上
	法規	六時間以上
第二級陸上特殊無線技士の養成課程	無線工学	四時間以上
	法規	五時間以上
第三級陸上特殊無線技士の養成課程	無線工学	二時間以上
	法規	四時間以上
国内電信級陸上特殊無線技士の養成課程	電気通信術	二百時間以上
	法規	五時間以上
第二級アマチュア無線技士の養成課程	無線工学	三十五時間以上
	法規	二十七時間以上
第三級アマチュア無線技士の養成課程	無線工学	六時間以上
	法規	十時間以上
第四級アマチュア無線技士の養成課程	無線工学	四時間以上
	法規	六時間以上

注 随時受講型授業にあっては、同時受講型授業に相当する教育効果が得られる授業時間とする。